

## 開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和5年3月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中9名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、2番 青木一巳 委員と、4番 川崎信彦 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

### 議案第1号

#### 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、6件でございます。「議案第1号、通り番1から6を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

11番委員

#### ■通り番1

通り番1を説明します。

農地の所有者であります■■■■さんは、福岡市にお住まいで耕作管理が出来ないということで、■■■■さんに贈与するというものです。

■■さんは住所が北九州市であります。月に1回程度当市に来られて、現在耕作している畑と併せて耕作管理するということです。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員が欠席しておりますので事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>■通り番 2</p> <p>通り番 2 について説明します。</p> <p>申請地は沓川の内藤水産から東に 150m 程に位置する農地です。</p> <p>■■■さんは現在も申請地の周辺を耕作しており、今後併せて耕作管理していくということです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員が欠席しておりますので事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>■通り番 3</p> <p>通り番 3 について説明します。</p> <p>申請地は、市丸の信号から南の山手方向に進み、左手に農協の倉庫がある 50m 先に西に向かう道があり、そこを曲がって 150m 先の左手にあります。</p> <p>今回の申請は、■■■■さんから■■■■さんへの贈与ではありますが、申請地は■■■■さんの自宅のすぐ裏手にあり、耕作管理においても好条件であると思えます。</p> <p>また、関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>議案第1号の通り番3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番4につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
7番委員	<p>■通り番4  通り番4について説明します。  農地の所有者である■■■■さんは遠方にお住いで、且つ高齢であるため耕作管理が出来ないということで、■■■■さんに贈与するというものです。  ■■■さんは若手の新規就農者で、経営規模も拡大しており、耕作管理につきましても安定してできると思われまます。  関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番5につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
9番委員	<p>■通り番5  通り番5について説明します。  申請地は恵光園の下の田、及び県道を挟んだ所、県道の左手に位置しています。  譲受人の■■■■さんが、申請地を以前から管理しており、今回、売買にて取得するとのことですので。  関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番5について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>

議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 6 につきまして、地元委員の説明及び意見を申し上げます。</p>
2 番委員	<p>■ 通り番 6  通り番 6 について説明します。  譲渡人の ■■■■■ さんは、現在、篠栗町にお住まいですが、実家は中川底です。■■ さんは、今後も実家に戻る予定がなく、実家は空き家バンクに登録しており、今回の申請地は空き家に付随する農地に指定されております。  一方、譲受人の ■■ さんは現在、川崎町にお住まいですが、空き家とともに購入し、耕作管理していくということです。  関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第 1 号の通り番 6 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。</p>
<p><b>議案第 2 号</b>  <b>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について</b></p>	
議 長	<p>続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>

事務局	<p>今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。</p> <p>「議案第2号、通り番1から2を、議案書をもとに朗読」</p>
議長	<p>議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番1につきまして、地元委員の説明及び意見を願います。</p>
12番委員	<p>■通り番1</p> <p>通り番1について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんの農地を譲渡人の■■■■さんが買い受けて、庫裏、住宅を新築するものです。</p> <p>■■さんは■■■の住職で、家族の増員により二世帯住宅として新築するものです。</p> <p>申請地は、旧10号線の一本松交差点から宇島漁港方面へ進み、線路を越えた右側に大分製紙があります。</p> <p>最初の交差点を左に曲がると教圓寺があり、教圓寺の裏手が申請地になります。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>議案第2号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番2につきまして、地元委員が欠席しておりますので事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>■通り番2</p> <p>通り番2について説明します。</p> <p>申請地は、先程の議案第1号通り番3で既出の農地の隣接地になります。</p> <p>申請人も同じで、昨年、譲受人の■■■■さんが農地法第5条で転用許可を受け住宅を新築しましたが、庭を子どもさんのフットサル練習場にした影響で、駐車場が不足してしまい、今回新たに駐車場及び、先程農地法第3条にて取得することになった農地への耕作用道路を敷設すること</p>

	<p>で、申請が上がっております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番2について、事務局の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>議案第3号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）</b></p>
議 長	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第3号については、原案通り承認することといたします。</p>

**議案第4号**

**下限面積（別段の面積）の廃止について**

議 長

議案第4号 下限面積（別段の面積）の廃止について、事務局より説明をお願いします。

事務局

「議案第4号を、議案書をもとに説明」

議 長

議案第4号について、事務局からの説明が終わりました。農業基盤経営強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定による、下限面積（別段の面積）の廃止についてですが、いかがでしょうか。意見、質問はありませんか。

議 長

無いようでございますので、議案第4号 下限面積（別段の面積）の廃止について、原案通り可決してよろしいですか。

全 員

異議なし。

議 長

全員異議なしとのことですので、議案第4号は原案通り可決し、公示いたします。

**議案第5号**

**豊前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について**

議 長

議案第5号 豊前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

「議案第5号を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第5号について事務局の朗読と説明が終わりました。農地利用の最適化の推進に関する要項が改正されたため、また、見直しの年でもありますが、ご意見、ご質問はありませんか。

議 長	無いようでございますので、議案第 5 号は原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 5 号は原案通り可決いたします。
	<b>議案第 6 号</b> <b>令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について</b>
議 長	議案第 6 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	「議案第 6 号を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 6 号について事務局の朗読と説明が終わりました。最適化活動の目標の設定等については、毎年度、3 月中に設定をすることとなっておりますが、ご意見、ご質問はありませんか。
1 1 番委員	耕地面積は、どの資料からくる数字ですか。
事務局	国が毎年行っている統計調査の資料から採用しており、要項上で指定されています。
1 1 番委員	実際に耕作できる面積は、もっと少ないのではないですか。
事務局	統計調査の面積は、水田台帳における耕作面積が集計の対象となっておりますので、現実に近いものと認識しています。
1 1 番委員	水田台帳には林地化したものも含まれているのではないですか。 農業委員会としても、そういった農地を把握する必要があると思います。



事務局	そういった農地は、最適化の指針の中でも触れています利用状況調査から非農地判断といった流れで、今後対応することとなりますので、よろしく願いいたします。
議長	ほかに何かありませんか。無いようでございますので、議案第6号は原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	全員異議なしとのことですので、議案第6号は原案通り可決いたします。  <p style="text-align: center;"><b>閉 会 の 宣 言</b></p> 10時20分閉会を宣言する。